

# 公 募 公 告

次のとおり公募型企画競争に付します。

平成29年 11月 2日

独立行政法人地域医療機能推進機構 桜ヶ丘病院  
院長 絹川 常郎

## 1 競争に付する事項

### (1) 件名

看護師募集関連業務委託

### (2) 委託内容

別途配布する競争説明書及び業務仕様書による

### (3) 履行期間

自 平成29年12月 1日

至 平成30年11月30日

### (4) 見積方法

- ① 競争説明書に定める総合評価方式による。
- ② 見積金額については、履行に要する一切の費用を織り込んだ上で総額を記載し、見積内訳書を添付すること。
- ③ 競争参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

## 2 契約条項を示す場所

〒424-8601

静岡県静岡市清水区桜が丘町13番23号

独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院 契約係

電話 054-353-5311

## 3 競争執行等の場所及び日時

### (1) 担当課・係

〒424-8601 静岡県静岡市清水区桜が丘町13番23号

独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院

総務企画課 契約係

TEL:054-353-5311(内線1321) FAX:054-353-5317

### (2) 説明書の交付期間及び場所

#### ① 交付期間

平成29年11月2日(木)から同年11月17日(金)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定す

る行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法、企画書及び見積書の提出物。

①登録期限

平成29年11月21日(火) 17時00分(必着)

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ

(別紙「競争参加資格確認申請書、応募申込書及び添付資料」を持参)

③企画書及び見積書の提出

企画書等の提出部数は5部とする。

見積書は別紙見積書の作成要領に沿って作成すること。

競争に参加する者の必要資格に関する事項

- ①独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- ②契約事務細則第4条に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。尚、厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供」でB、CまたはD等級に格付けされ東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。尚、上記の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。(別途資料提出が必要になります)
- ③次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないことを証明する書類。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
  - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険。
- ④資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- ⑤運営委託法人と関連のある法人ではないこと。
- ⑥独立行政法人地域医療機能推進機構反社会勢力への対応に関する既定第2条の各号に該当しないものであること。

(5) 見積書開封の日時及び場所

①実施日時

平成29年11月24日(金) 15時00分

②実施場所

〒424-8601 静岡県静岡市清水区桜が丘町13番23号  
独立行政法人地域医療機能推進機構 桜ヶ丘病院  
健康管理センター1F ユーティリティールーム

見積書の開封は企画書を提出した事業者立ち会いの下で実施する。なお、開封に立ち会えない場合は、契約事務に直接関係しない当院職員を立ち合わせて実施する。選考結果の通知については、平成29年11月30日(木)までに参加者全員に通知する。

#### 4. その他

- (1) 手続きで使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 虚偽の内容が記載されている参加資格に関する確認書類並びに企画書及び見積書は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 …………… 要
- (4) 企画書のヒアリング …………… 必要に応じて実施
- (5) 関連情報を入手するための窓口 …………… 上記「3.(1)」に同じ
- (6) その他詳細は、説明書による。
- (7) 公募公告から決定に至る期間の営業活動は禁止するものとする。また、当事業に係る全ての質問については文書のみとする。

(質問の受付は、平成 29 年 11 月 20 日 (月) 12 : 00 までとし、回答に関しては同日 17 : 00 までに参加者全員へ文書にて回答する。)